

津奈木町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況（教育長含）

平成23年4月1日 現在の職員数 A	退職 B	採用 C	平成24年4月1日 現在の職員数 A - B + C
68人	3人	2人	67人

退職は平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、採用は平成23年4月2日から平成24年4月1日までの人数を計上。

(2) 職員採用の状況

区 分		平成22年度	平成23年度	増 減
正規の試験	一般行政事務	2人	2人	-
	高卒程度			
合 計		2人	2人	-

(3) 退職者の状況（平成23年度）

区 分	退職者数	備 考
定年退職	3人	
定年前早期退職（勸奨退職）	人	
普通退職	人	
合 計	3人	

(4) 部門別職員数の状況

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	1 議会	1	1		
	17 総務	17	17		
	4 税務	4	4		
	7 民生	7	6	1	事務見直しによる減
	5 衛生	5	5		
	7 農林水産	7	9	2	業務充実に伴う増
	2 商工	2	3	1	業務充実に伴う増
	5 土木	5	4	1	事務見直しによる減
	48 計	48	49	1	
		教育部門	14	13	1
	小 計	62	62		
公 営 企 業 等	水道	1	1		
	その他	5	4	1	事務見直しによる減
	教育部門	6	6		
合 計		68	67	1	事務見直しによる減

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.5 歳	288,900 円	330,500 円
技能労務職	* 歳	* 円	* 円

注) 1 「平均給料月額」とは平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合はアスタリスク(*)表記

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		津 奈 木 町
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円
	中学卒	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	258,100 円	313,500 円	364,300 円
	高校卒	216,800 円	269,600 円	306,100 円
技能労務職	高校卒			
	中学卒			

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事、技師	11 人	20.0 %
2 級	主事、技師	5 人	9.1 %
3 級	参事	20 人	36.4 %
4 級	課長補佐、主幹（班長）	10 人	18.2 %
5 級	課長、事務局長（審議員）	7 人	12.7 %
6 級	総務課長及び総務課長と同等職	2 人	3.6 %

(注) 1 津奈木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 一般行政職とは、行政職給料表(1)適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたもの。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.675月
12月期	1.375月	0.675月
計	2.60月	1.35月

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

津 奈 木 町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	
(退職時特別昇給)	なし	

(3) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (国と全て同じ)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給する 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく 主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>配偶者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子及び孫 満60歳以上の父母及び祖父母 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・2人まで(配偶者扶養) 6,500円 ・1人(配偶者非扶養) 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・その他 6,500円 ・特定期間の加算 5,000円

<p>住居手当</p>	<p>自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃 23000 円以下・・・家賃額 - 12000 円 ・家賃 23000 円を超え 55000 未満（家賃額 - 23000 円）× 1/2 + 11000 ・家賃 55000 以上・・・27000 円 <p>単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(・)・・・「職員の居住する借家・借間」により算出される額の 1/2</p> <p>その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの (2500 円)</p>
<p>通勤手当</p>	<p>通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、 運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 以上であること。(運賃等相当額が 55000 円以下については 運賃等相当額)</p> <p>通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ～ 5 k m ・ ・ 2000 円 5 k m ~ 1 0 k m ・ ・ 4100 円 1 0 k m ~ 1 5 k m ・ ・ 6500 円 1 5 k m ~ 2 0 k m ・ ・ 8900 円 2 0 k m ~ 2 5 k m ・ ・ 11300 円 2 5 k m ~ 3 0 k m ・ ・ 13700 円 3 0 k m ~ 3 5 k m ・ ・ 16100 円 3 5 k m ~ 4 0 k m ・ ・ 18500 円 4 0 k m ~ 4 5 k m ・ ・ 20900 円 4 5 k m ~ 5 0 k m ・ ・ 21800 円 5 0 k m ~ 5 5 k m ・ ・ 22700 円 5 5 k m ~ 6 0 k m ・ ・ 23600 円 6 0 k m ~ ・ ・ 24500 円
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長を除く課長相当職・・・10% ・ 総務課長・・・・・・・・・・15%

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩、週休の状況

1日の勤務時間7時間45分、1週の勤務時間38時間45分

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間(90日以内)	
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	被災者救援活動等のボランティア	5日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	連続する5日の範囲内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回、各々30分以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話をを行う場合	1の年において5日の範囲内
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
	男性職員育児参加休暇	妻の産前産後期間中における子の育児	5日
	親族の死亡休暇	親族の死亡	1日～7日
	夏期休暇	7月から9月における休暇	3日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年20日以内(無給)
介護休暇	相当期間、配偶者等の介護を行う	連続する6月の期間内で必要と認められる期間	

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成23年度中)

人)

処分理由	処分の種類				合計
	降任	降給	休職	免職	
勤務成績が良くない場合					0
心身の故障の場合					0
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
計	0	0	0	0	0

分限処分とは、職員が一定の事由によって職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して、不利益な処分をすることです。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 23 年度中)

(人)

処分理由	処分の種類				合計
	降任	降給	休職	免職	
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反した場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					0
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合					0
計	0	0	0	0	0

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及しておこなう不利益処分のことです。

7 職員のサービスの状況

サービスに関する基本的原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない

基本基準のほか、次のような義務が定められています。

法令及び上司の職務上の命令に従う義務

信用失墜行為の禁止

秘密を守る義務

職務に専念する義務

政治行為の制限

争議行為の禁止

営利企業等の従事制限

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況 (平成 23 年度)

区分		研修内容 (実施場所等)	受講人数 (延べ人数)
職場内研修		庁舎内集合研修	120
熊本県研修協議会		一般研修	13
		専門研修	7
県外研修所等研修		市町村アカデミー	2
			0
派遣研修	水俣芦北広域行政事務組合	1市2町の広域事務及び介護事務等	2
合 計			142

(2) 人事評価の状況 (平成 23 年度)

区分	課長級	課長補佐・主幹級	係長・参事	主事・技師級
評定項目	能力・業績 (目標管理)	同左	同左	同左
評定時期	毎年3月1日現在	同左	同左	同左
活用分野	昇任・配置	同左	同左	同左

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

区分	概 要	
共済制度	熊本県市町村職員共済組合制度による	
健康診断	定期健康診断	
	腹部超音波検診	
互助会組織	名称	津奈木町役場職員互助会
	加入者	常勤の特別職、一般職員
	主たる事業	職員の健康増進/親睦融和のための事業
	主たる財源	互助会費
	町からの助成	0円

(2) 公務災害等の発生状況

種 類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0	
公務災害	0	

(3) 育児休業の取得状況

(人)

区分	平成 23 年度中に新たに育児休業の			承認期間		
	対象となった 職員	うち育児休業 取得者	うち部分休業 取得者	1年以内	～ 2年	～ 3年
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	1	0	0
計	1	1	0	1	0	0

(4) 利益保護の状況

内 容	件 数	処理の状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0	
職員の対する不利益な処分についての不服申し立て	0	

津奈木町公告第36号

津奈木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）
第4条の規定により、人事行政の運営等の状況について別添のとおり公表する。

平成24年10月 1日

津奈木町長 西 川 裕